

伊方訴訟ニュース

第 4 号

1973年12月3日

伊方行政訴訟を支援する会

第1回公判12月20日に決定

さる11月22日付で、松山地裁から弁護団にあてて、きたる12月20日午後2時より、松山地裁第31号法廷(3階)で第1回公判を開き、口頭弁論を行う旨の通知があった。これに先立って11月21日に、弁護団代表は松山地裁で本件担当の渡辺裁判所長ら3名の裁判官と会い、下記の印紙代追加命令に応じる旨を伝え、また、下記の弁護輔佐人許可申請書を提出し、同時に、速やかに第1回公判を開くよう申し入れた。これに対し、裁判官側は、輔佐人の必要性の有無については慎重に考えたい旨のべるとともに、公判期日については、政府側の答弁書に対する原告側の反論書が提出されてからきめたいとの意向を示した。弁護団からは、8月末に訴状が提出されているにもかかわらず、年内に公判が開かれないというのは、むしろ異常であり原告らの切実な訴えを聴くために、年内に口頭弁論を開いてほしいと強く要望したが、その結果が、第1回公判の通知書(正式には呼出状)となってあらわれたのである。なお、訴状に貼る印紙代の追加支払の命令は、下記に示したように、原告団35名分を貼付せよという主旨のものであり、これに対する反論ももちろん可能ではあったが、原告団および弁護団は、できるだけ早期に裁判を軌道に乗せることを最重要目標とすることで意志統一

し、あえて追加支払に応じた。あと約2週間後に迫った第1回公判を控えて、原告団、弁護団および専門家グループは、原告側の主張と政府側の答弁書への反論とを盛り込んだ準備書面と釈明書の作成の作業を進めている。なお12月20日には、松山で八西連絡協議会主催の決起集会在が予定されている。本格的な裁判斗争の幕あけに当り、立証作業、傍聴あるいはカンパ活動などへの会員諸氏の参加を要請します。

命 令

原告 川 口 寛 之
外 3 4 名

被告 内閣総理大臣 田中角栄
右当事者間の昭和48年(行ウ)第5号伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件につき、次のとおり命令する。

主 文

原告らは本命令送達の日から2週間内に金61,050円の印紙を追貼せよ。

理 由

原告らは、「本件原子力発電所の事故発生の際はもちろん、平常運転時においても大気や海水中に放出される放射能や温排水等によって生命、健康、生活等に重大な影響を受けることを免れない者達である。すなわち、原子力発電所から放射性物質がまき散らされ、

原爆症および晩発性障害を生ずる。晩発性障害の最たるものはガンと遺伝的障害がある。また、温排水が海に流され、その海域は放射能、熱、および、塩素により複合汚染を受け、プランクトン、魚卵、稚魚などが死滅し、魚類の回游路が変化し、磯の定着生物に打撃を受ける。」と主張して、原子力発電所の設置による生命、健康、生活等に対する侵害の予防を目的として本件訴訟を提起している。したがって、本件訴訟による利益は、生命健康生活の保全である。

そして、その訴の利益は現在の段階では算定することができないから、民事訴訟費用等に関する法律第4条第7項により各人につき金35万円とみなす。

したがって、原告ら1名につき金35万円とし35名の合計金1,225万円をもって本件訴訟物の価格と認める。

原告らは、右金額による金6万4,400円の印紙を貼付すべきところ、金3,350円の印紙を貼付したに止まるから、不足分の金6万1,050円の印紙を追貼しなければならない。

よって、主文のとおり命令する。

昭和48年11月8日

松山地方裁判所民事第一部

裁判長裁判官 渡辺一雄

輔佐人許可申請書

原告 川口寛之
外34名

被告 内閣総理大臣 田中角栄

右当事者間の御庁昭和48年(行ウ)第5号事件について、左記事由により輔佐人許可申請をいたします。

右原告ら訴訟代理人

弁護士 新谷勇人
同 浦 功
同 熊野勝之
同 柴田信夫
同 菅 充行
同 仲田隆明
同 畑村悦雄
同 平松耕吉
同 藤原 周
同 藤原充子
同 藤田一良

松山地方裁判所民事第一部 御中

記

1 輔佐人の住所、氏名

京都市左京区修学院南代12番地

星野芳郎

高槻市日吉台4番町18番56号

久米三四郎

宇治市五ヶ庄 京都大学職員宿舎

456号

荻野晃也

2 申請の理由

本件は、原子力発電所の安全性の存否が裁判所で審理されようとする我が国最初の事件である。発電用原子炉は、被告も答弁書で認めるように「他産業にみられない念の入った防護策が講じられ」ることを必要とする大きな危険性を有するものであり、事故発生時はもちろん、平常運転時においても原告らを含む国民一般の生命・健康・生活に多大の悪影響を及ぼすものであることは、訴状記載のとおりである。原告らは、裁判所が本件訴訟の審理を通じて、原子力発電所の安全性(危険性)を徹底的に究明されることを切望するものであるが、問題の性質上、本件審理が正しく行われるため

には、訴訟関係人達が、原子力発電所やその運転が惹起する諸問題についての多くの科学的知識を正確に把握することが必要であることはいうまでもない。この見地から原告らは、本件訴訟においては、原告らの代理人である弁護士と共に専門の科学者である輔佐人の協力を得ることが極めて有益で

あるのみならず、公正かつ充分な審理のための不可欠な前提条件であることは明らかであると考え、本申立に及んだ次第である。(なお、被告指定代理人の中にも、科学技術庁の原子力規制課長中村守孝氏ほか数名の原子力に関する専門家が選定されていることを附言する。)

不法な里道払下げに対し異議申立

四国電力が敷地予定地内にある里道を不法に専用していることに對し、地元住民は激しく抗議していたにもかかわらず、四電と一体の行政は、さる10月4日付で建設大臣は里道の用途廃止処分を行い、翌日には大蔵大臣が四国電力に売払い処分を行うという、破廉恥な強盜的な行為で応えてきた。これに對し、川口寛之氏ら15名の地元民は11月5日、三好泰祐弁護士を代理人として以下の要旨の理由をあげて、不法な処分を告発する異議申立書を、関係両大臣あて提出した。

異議申立の理由

(イ) 異議申立人等(但し川口、西園寺、井上、浪下を除く)は何れも表記住所に生活の拠点を有する伊方町民であり、添付図面表示の通りそれぞれ山林若しくは柑橘園を所有するのである。

(ロ) 所で添付図面の朱線で表示されている部分は、別紙目録(一)記載の国有の公共用財産であって、明治の以前から前記申立人を含む伊方町民(特に九町地区)の住民が田畑の耕作、山林の管理、漁業その他九町越港からの貨物運搬等、各種の用に長年利用してきたものであって、いわば同地区の町民にとっては「生活道」であった。

(ハ) さて、四国電力は昭和42年頃から愛媛

県伊方町九町越に原子力発電所の建設を画策し、同44年頃から同地区の土地買収作業を開始し、同47年5月8日、内閣総理大臣に對し伊方発電所原子炉設置許可申請をなし、同年11月28日右申請は許可された。

然し乍ら右発電所計画並びにその手続は違法無効のものであって到底その適法な存在を許容されない。(以下略)

(ニ) 本件原発が違憲無効であることはひとまづおくとしても、別紙目録(一)記載のいわゆる国有里道はいまでも申立人等を含む多くの町民がこれを利用して

特に申立人等は添付図面表示の通り(地番は別紙目録(二)記載の通り)山林と柑橘園を所有してその管理のためどうしても本件里道を通る必要性が存する。申立人中、川口、西園寺、井上、浪下は山林買収、及びその後の林材運搬のため通行の要がある。

そうであるから本件里道は申立人等を含むその他の不特定多数の住民の「生活道」の機能を有しているし、その廃止は重大な利害関係を有するのである。

(ホ) 所が前記の通り48年10月4日付で本件国有里道は建設大臣(委任事務者知事)によって用途廃止処分がなされ、翌日には間髪を入れず大蔵大臣(四国地方財務局松山財務

部)が四国電力に売払い処分をなした。四国電力の廃道申請と売払申請に対し、かくも迅速に処分がなされたことは何を物語るか。癒着そのものというしかない。四国電力の一方的申請書類のみを基礎に用途廃止処分にしたのも問題なら、即刻これを払下げたのも問題である。

建設省所管国有財産取扱規則第17条によれば「公用又は公共の用に供する必要がないと認めるとき」は用途を廃止することが定められ、用途廃止後の処分方法も定めておかなばならぬことになっている。而して又、国有財産(普通財産)取扱規則第11条によれば、普通財産の譲与の場合「利害関係人の同意を必要とするものである場合は、その同意書」

年末カンパのお願い

会員の皆さん。いよいよ第1回公判も開かれることになりました。公判には、一人でも多くの弁護団を送りたいと思っていますが、そのためには公判ごと(平均1~2ヶ月に1回を予定)に最低20万円の援助費を当会としても用意する必要があります。皆さん方のご援助で会員数も着実に増加していますが、定常的に援助費を支出するのには、まだ力不足です。会員の獲得や会としての事業収入の具体化などに一そう努力したいと思っていますが、当面はボーナス期のカンパをお願いしなければなりません。多方面からのカンパ要請を受けられる方も多いことでしょうし、本件被告の悪政によるすさまじいインフレのさ中のこととて、まことに心苦しい次第ですが、まわりの方々にも呼びかけていただき、会費の2~3ヶ月分程度の年末カンパをよせていただくことを、皆さんに訴えます。

(事務局)

を申請書に添付することが規定されている。

さすれば申立人等は明治以前の昔より種々の生活上の便宜のために本件里道を利用し、現在も活用しているのであるから、いわゆる通行権の設定による通行権者として同条にいう利害関係人であることは間違いない。

そうだとすれば、申立人等を含む通行権(通行地役権)者の同意なしに行なわれた用途廃止並びに売払い処分は事実の客観認定を誤り、四国電力の企業利益のみにおもねった違法なもので且つ又手続上も重大な瑕疵を有し取消を免れないものと思料する。よって申立人等は速やかな行政救済を求め、本申立てに及んだものである。



会計報告 ('73.11/3~11/30)

収入	
会費	89,000
カンパ	16,671
前月より繰越	210,150
計	315,821
支出	
弁護団旅費補助	17,000
ニュース代	4,000
為替手数料	1,435
郵送料	1,135
会場費	13,900
資料代	1,550
事務用品	6,112
計	45,132
繰越金	270,689